

豊前・豊後をめぐる 黒田官兵衛 ゆかりの地 スタンプラリー

大分県・福岡県のゆかりの13市町などで結成している大河ドラマ「軍師官兵衛」推進協議会では、スタンプを集めて応募すると抽選で豪華賞品が当たるスタンプラリーを開催中です。

■期 間 8月28日(木)～11月30日(日)

■スタンプ設置箇所 協議会地域内のゆかりの地25ポイント

【大分県】中津市・宇佐市・豊後高田市・杵築市・別府市・国東市(楽庭八幡社・安岐城跡・富来城跡)
【福岡県】苅田町・行橋市・みやこ町・築上町・豊前市・吉富町・上毛町

■参加方法

- ①各市町のスタンプポイントや観光施設などで配布するパンフレット(マップ・スタンプシート)にスタンプを押印し、郵送または各市町に設置している応募箱に投函。
※国東市はサイクリングターミナル・里の駅むさしに設置
- ②スタンプの押印個数ごとに応じて、各賞の抽選権を獲得。

■各 賞 スタンプ数に応じて宿泊券や特産品など豪華賞品を抽選で贈呈

- ・特 賞 10万円相当 1本
- ・1 等 5万円相当 2本
- ・2～5等 3千円～3万円相当 100本以上

※詳しくはパンフレット、ホームページをご覧ください。



【問合せ先】 大河ドラマ「軍師官兵衛」推進協議会事務局(中津市軍師官兵衛推進室内)
協議会HP <http://www.nakatsu-kanbee.com/> ☎0979-22-1111(内線 321)
国東市観光課 ☎0978-72-5168



松本晴夫さん
郷土出身の
日本画家「松本古村」資料を寄贈

埼玉県在住の松本晴夫さんから国東市歴史体験学習館へ、松本古村に関する資料が寄贈されました。松本古村は現在の国東町岩戸寺で生まれた日本画家で、美術教師と



キリシタンに関する文化財調査始まる

市内には、「キリシタン」に係ると思われる遺物などが点在しているようです。この調査は国東市文化遺産活用実行委員会が、国東市内キリシタン墓現況調査検討委員会に委託して実施しています。これらの実態調査や分布調査を平成27年3月頃まで実施し、終了後には報告書にまとめ公表する予定です。

今回寄贈された資料は古村が教職員を辞め画業に専念を始めた大正5年に書き寄せられた芳名帳です。冒頭に古村の母校東京美術学校の正木直彦校長が古村のこれまでの功績を讃える文章を寄せ、以下河合玉堂や山田耕作などの著名人を含む174人の名が記されています。

【問合せ先】 文化財課 ☎0978-72-2677

9月10日は「下水道の日」です

とりもどそう きれいな川と海

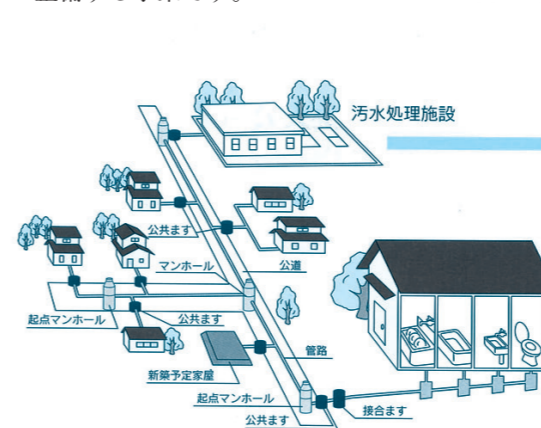
「国東の自然を守るために…」

家庭や事業所などで出された水がそのまま流れていくと、川や海が汚れてしまいます。魚たちが群れ泳ぎトンボや蜚が飛び交う本来の美しい川や海を取り戻すために、下水道や合併浄化槽の整備は今やなくてはならない事業になっています。下水道や合併浄化槽が整備されると家庭の汚水をきれいな水に変えて川や海に流すので美しい自然を守ることができます。

国東市では次の事業を実施していますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。

1 公共下水道事業

都市計画区域内や下水道の認可区域内を下水道で結び整備する事業です。



2 合併浄化槽設置事業

下水道の認可区域外で各家庭単位に合併浄化槽を設置した場合、補助をする事業です。



住宅の密集地では

公共下水道などが整備されたら、すみやかに必ず接続しましょう。(家から下水道までの接続費用は自己負担です。詳しくは市役所までお問い合わせください。)

そのほかの地域では

トイレの水とそのほかの水を一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置しましょう。昔の単独処理浄化槽のままでは、トイレの水だけしかきれいにしていません。(合併処理浄化槽の設置には、地域により補助制度があります。詳しくは市役所までお問い合わせください。)

下水道の正しい使用をお願いします

最近下水道のマンホール等に設置しているポンプが異物の流入により故障し、汚水をスムーズに流せなくなる事故が増えています。下水道の使用に際しては次の事項を必ず守ってください。

- ①水洗トイレではトイレペーパー以外のものを流してはいけません。生理用品等は絶対に流さないで下さい。
- ②お風呂や洗面所で布くずやいらなくなった下着等は流さないで下さい。布がポンプに絡み故障の原因となります。

下水道は公共の施設です。ルールを守り、正しく使いましょう!

受けていますか? 浄化槽の法定検査

浄化槽は生き物です。維持管理はきちんと!

浄化槽は、微生物の働きによって生活排水をきれいにして放流する設備です。豊かな水環境を守り創造するためには、きちんとした維持管理(保守点検・清掃)と年に1回の法定検査が必要です。

法定検査は必ず受けてください

浄化槽法という法律で、浄化槽の管理者(所有者など)は、毎年1回必ず検査を受けなければならないことが定められています。

法定検査は何のためにあるの?

法定検査は、浄化槽の維持管理がきちんと行き届いているかをチェックするためにあります。業者に管理を委託していても、その管理状況をチェックするために必ず検査を受けてください。

【問合せ先】 上下水道課 ☎0978(72)5197 国見総合支所 地域産業建設課 ☎0978(82)1114
武蔵総合支所 地域産業建設課 ☎0978(68)1113 安岐総合支所 地域産業建設課 ☎0978(67)1116